

# 福祉手当は月四千元

## 重度の障害者を対象

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活を他の者の介護を必要とする程度の者を対象に福祉手当が支給されます。

手当は、障害者一人につき月四千円で毎年一月、五月、九月の三期に前四ヵ月分が支給されます。

ただし、日本国籍のない者や特別児童扶養手当を受けている場合

身体障害者療護施設等の施設に收容されている者は支給対象から除外されます。このほかに所得による制限もあります。また、介護を必要とする障害の程度は、①聴覚障害(高度難聴用の補聴器を使用しても言葉が聞きとれないもの)

②視覚障害(両眼の視力の和が〇、〇二以下のもの)③肢体不自由(両上肢が全く使えないか両上肢の関節は動くが日常生活に必要な動作ができない程度又は手、肩、肘の三大関節のうち二関節以上が全く用をなさないため食事、洗面

便所の処置、衣服の着脱の動作が不可能なもの、④両下肢の関節が強く曲がっているか、それに近い状態にあるか、または、下肢に運動を起こさせる能力がなく、起立歩行に必要な動作を起せない程度の障害

などとなっております。申請についての詳しいことは有線、電話等で福祉保健課におたずね下さい。

## 年金権の復活 十二月末日まで

横芝町にもいろいろな事情により保険料が未納のまま年金権に結びつかない人が相当数いる状況です。そこで、このような人をなくして、すべての人が残らず老齢年金を受けられるよう、昭和四十八

年の法律改正で、すでに時効となつた過去の保険料も期限を定めて納めることができることとなりました。これが特例納付といわれる

ものです。特例納付することによって過去に未納保険料があるため年金権に結びつかなかった人も老齢年金を受ける資格を有することが

できます。特例納付できるのは、本年の十二月末までで、これを納めることのできる人は、昭和四十八年四月一日前の強制加入被保険者期間の

うち、時効となつた期間についてだけです。また、保険料の額は、一月九〇〇〇円です。

## 緑化協定 について

豊かな自然を有し、「緑の房総」と言われた本県も、さきの環境庁の緑の国勢調査によると、全国でも五番目に緑の少ない県であると

指摘されています。

この房総に豊かなみどりを取り戻すため、県では、昭和四十八年に自然環境保全条例を制定し、四十九年には、緑化協定要綱を定めています。

これは、一定規模以上の工場用地及び住宅用地の所有者(管理者)と知事との間で、用地の緑化について協定を締結するものです。

この協定では、一ヘクタール以上の工場用地で新設の場合は、その敷地面積の二割以上、既設の場

合は敷地面積の一割以上、または住宅用地については、敷地面積の一割以上を緑化することを主な内容としています。

この協定の対象工場は約千工場あり、現在までに協定を締結した工場は五十社、また締結協議中の工場は四十社を数えています。

この自然の回復及び緑化の推進は、県民全体の問題として取り組みなければ成功しませんので、県民の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

## 年金相談コーナー 繰上げ支給の老齢年金は、 六十五歳から増額されるか

〔問〕私は昭和三十六年に国民年金に加入して、十年間保険料を納めて昨年から老齢年金をもらっています。普通の人より二年程早く(六十三歳)もらい

始めたのですが、そのため金額が低くなっています。この金額は六十五歳になったら普通の人と同じに増えるでしょうか。

〔答〕国民年金の老齢年金は、六十五歳から支払われるのが原則ですが、健康がすぐれずそれまで待てないとか、生活が苦し

くて早く年金を受けたいという人を対象として、希望すれば六十歳から年金が支給される「繰上げ支給」という制度があります。

あなたは、この繰上げ支給による老齢年金を受けているわけですが、繰上げて支給される年金は一年さきみに定められた減額率で六十五歳から支給される額から差し引くこととされています。そしてこの額は六十五歳

になっても変更されません。

(支給の繰上げの際に減する額)

| 支給希望時の年齢   | 率    |
|------------|------|
| 60歳以上61歳未満 | 0.42 |
| 61歳以上62歳未満 | 0.35 |
| 62歳以上63歳未満 | 0.28 |
| 63歳以上64歳未満 | 0.20 |
| 64歳以上65歳未満 | 0.11 |

以上の様な理由で減額された繰上げ支給の年金は、一生減額されたままになります。